

山形県脱炭素社会づくり条例 (令和5年3月17日 山形県条例第3号) について

1 制定の背景

地球温暖化は喫緊の課題であり、本県でも令和2年、令和4年と立て続けに豪雨災害に見舞われるなど、取組の強化と加速化が求められている。本県は令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、省エネの推進や再エネの拡大等によって化石燃料からの脱却を図り、人間活動による気候変動への影響を最小限に食い止めることを決意した。

気候変動への対処を契機として、社会経済構造の変革を推進し、持続可能な社会を構築していかなければならない。特に、地域の自然的社会的条件に適した再エネの積極的な利用をはじめとする地域の脱炭素化に取り組み、併せて地域の環境の保全、地域課題の解決と地域社会経済の持続的発展を図る必要がある。県、事業者及び県民が相互に協力し合い、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくことを決意し、条例が制定された。

2 条例の特徴

- 2050年までの脱炭素社会の実現に向け、県・事業者・県民の責務と、7つの施策の柱を規定
- 「地域の脱炭素化」を中心として取組を進めることを規定

3 条例の概要

(1) 目的 (第1条)

この条例は、2050年までの脱炭素社会の実現に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、脱炭素社会の実現に向けた施策（以下「脱炭素施策」）を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念 (第3条)

脱炭素施策の推進は、山形県環境基本条例（平成11年3月県条例第7号）及びパリ協定の趣旨を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の持続的発展を推進しつつ、本県における2050年までの脱炭素社会の実現を旨とし、地域の脱炭素化を中心として、県、事業者、県民等の密接な連携の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

(3) 責務 (第4条～第6条)

対象者	主な内容
県	・基本理念にのっとり、脱炭素施策を策定し、及び総合的かつ計画的に推進する ・市町村が行う脱炭素施策について、広域的な観点からの必要な調整を行うとともに、これを支援するように努める
事業者	・基本理念にのっとり、脱炭素社会の実現の重要性について理解を深めるとともに、事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努める
県民	・基本理念にのっとり、脱炭素社会の実現の重要性について理解を深めるとともに、日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努める

(4) 脱炭素社会の実現に向けた基本的施策（第9条～第15条）

項目	主体ごとの主な取組
地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用 (第9条)	【事業者・県民】地域の自然的社会的条件に適した再エネの積極的利用 【 県 】関係者の連携の促進、情報の提供 ほか
事業活動に伴う排出削減 (第10条)	【事業者】事業の用に供する機械器具のエネルギー消費性能の向上、輸送方法等の見直し、廃棄物の発生抑制、化学肥料及び農薬の使用の低減 ほか 【 県 】エネルギー消費性能が優れている機械器具の導入の促進、事業者が行う温室効果ガスの排出の量の管理の普及及び支援 ほか
日常生活における排出削減 (第11条)	【県 民】住宅のエネルギー消費性能の向上、自転車又は公共交通機関の利用、廃棄物の発生抑制、その他温室効果ガス排出削減に資する行動の選択への配慮 【 県 】住宅のエネルギー消費性能の向上の促進、温室効果ガス排出削減に資する地域環境の整備及び情報提供 ほか
森林等による吸収作用の保全等 (第12条)	【事業者・県民】森林等による温室効果ガス吸収作用の保全・強化の理解、森林等の整備及び保全活動への参加、県産木材の利用 ほか 【 県 】森林等の整備及び保全、県産木材の加工及び流通の体制の強化、森林等の整備及び保全活動の普及啓発 ほか
温室効果ガス排出削減等のための技術の研究開発等 (第13条)	【 県 】事業者、大学その他研究機関等との連携の強化、当該研究開発の成果の普及 ほか
脱炭素学習への参加等 (第14条)	【県 民】家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において脱炭素社会の実現の重要性についての理解を深めるために行われる学習及び教育（以下「脱炭素学習」）への参加 【事業者】従業員及びその他の県民に対する脱炭素学習の機会の提供、従業員の脱炭素学習への参加に対する配慮 【 県 】脱炭素学習の振興、脱炭素学習の機会の提供 ほか
気候変動適応の推進 (第15条)	【 県 】気候変動影響による被害の発生を防止し、又は軽減するための施策の実施 ほか

(5) 施策を総合的かつ計画的に推進するための規定（第7条、第8条、第18条）

項目	主な内容
推進計画の策定と年次報告 （第7条、第8条）	<ul style="list-style-type: none">・知事は、脱炭素施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」）を定め、公表する・知事は毎年、県が講じた施策の実施状況等に関する報告書を作成し、公表する
財政上の措置 （第18条）	<ul style="list-style-type: none">・県は、脱炭素施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる

(6) 県と他の主体との連携、支援等（第16条、第17条）

項目	主な内容
推進体制の整備 （第16条）	<ul style="list-style-type: none">・県は、事業者、県民、市町村、山形県地球温暖化防止活動推進センターその他関係機関と連携し、脱炭素施策を推進するために必要な体制を整備する
国及び他の地方公共団体との協力 （第17条）	<ul style="list-style-type: none">・県は、国及び他の地方公共団体と連携し、脱炭素施策を推進する

(7) 施行日（附則）

令和5年4月1日

(8) その他（附則）

この条例の施行の際現に策定されている脱炭素施策に関する計画であつて、推進計画に相当するものは、この条例により定められたものとみなす。